事務連絡

平成２７年１２月２４日

介護保険事業者　各位

市民福祉部　介護保険課長　梅村　茂

個人番号の利用開始に当たっての介護保険に関する申請等に係る

留意点等について（通知）

日ごろは当市の介護保険事業につきまして、御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、個人番号制度に関する法令の施行に伴い、介護保険に係る申請書等の様式を改正し、平成２８年１月から適用します。

それに伴い、見出しの件につきまして、留意点について整理しましたので下記のとおりお知らせします。内容を御確認の上、御協力をお願いいたします。

記

１　個人番号の記載が必要になる様式について

２　番号確認、身元確認及び代理権の確認について

３　申請受付時の配慮

４　介護保険に関する申請等に係る留意点等（Ｑ＆Ａ）

参考　別添１

・平成２７年１２月１５日付け事務連絡（各関係団体宛て）

連絡先

市民福祉部　介護保険課

（保険料担当）藤井・西口、（計画給付担当）原田、（認定審査担当）林

電話　0565（34）6634（直通）

**１．個人番号の記載が必要になる様式について**

　介護保険に係る以下の様式を改正します。

|  |
| --- |
| １　介護保険資格取得・異動・喪失届 |
| ２　介護保険　被保険者証等再交付申請書 |
| ３　介護保険　住所地特例　適用・変更・終了届 |
| ４　介護保険　高額介護（予防）サービス費支給申請書 |
| ５　介護保険特定負担限度額認定申請書（旧措置入所者に関する認定申請） |
| ６　介護保険負担限度額認定申請書 |
| ７　基準収入額適用申請書 |
| ８　高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書 |
| ９　介護保険　要介護認定新規・要支援認定新規・要介護認定更新・要支援認定更新申請書 |
| １０　介護保険　要介護認定・要支援認定区分変更申請書 |
| １１　介護保険　サービスの種類指定変更申請書 |
| １２　居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 |
| １３　介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書 |
| １４　介護保険利用者負担額減額・免除申請書 |
| １５　介護保険利用者負担額減額・免除申請書（旧措置入所者に関する認定申請） |

**２．番号確認、身元確認及び代理権の確認について**

「１．個人番号の記載が必要になる様式について」に掲げる申請書等（以下、「申請書等」という。）を用いて行う申請（以下、「申請等」という。）について、保険者が申請書等を受け付ける際等には、個人番号が正しいこと（番号確認）や、手続を行っている人が当該個人番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。また、代理人が申請等を行う場合は、代理権の確認も併せて行います。確認書類の例等、詳細については６ページ以降をご参照ください。

**（１）本人が申請書等を提出する場合　（６ページ）**

⇒　本人の番号確認　及び　本人の身元確認　を行います。

**（２）代理人（※注１）が申請書等を提出する場合　（７、８ページ）**

⇒　本人の番号確認　、　代理人の身元確認　及び　代理権の確認　を行います。

**（３）使者が申請書等を提出する場合**　※封筒へ入れて個人番号が見えないように提出**（９ページ）**

⇒　本人の番号確認　及び　本人の身元確認　を行います。

**○　認知症等で代理権の授与が困難な場合**　※申請書等に個人番号を記載せず提出**（９ページ）**

※注１　代理人

・法定代理人：法律により代理権があると定められた代理人。後見人等。

・任意代理人：法定代理人に該当しない、申請者から個人番号を提供する権限について委任を受けた人（個人又は法

人）。個人は家族や事業者職員等、法人は事業者など法人格を有する団体等。

**３．申請受付時の配慮**

　申請書等に個人番号を記載することは、法的な義務であるため、申請等を行う人に申請書等への個人番号の記載を求めることとなります。

ただし、申請等の主な対象者が高齢者であることを鑑み、申請受付時等対応については、以下のとおりとします。

（１）　申請等を行う際は、本人の個人番号記載を求めることとなりますが、その際、申請者が自

身の個人番号が分からないなど申請書等への個人番号の記載が難しい場合には、本人又は代理人の了承を得て保険者が住民基本台帳等を用いて個人番号を検索し、保険者の職員が記載します。

　⇒　（本人による申請の場合）本人の身元確認

又は

（代理人による申請の場合）代理人の身元確認　及び　代理権の確認　　は必要です。

（２）　同一の給付の２回目以降の申請等（※注２）の際には、保険者において当該申請者の個人番号

を既に保有していると確認できる場合には、申請窓口において個人番号の記載を求めないこととします。その際、身元確認や代理権の確認は行いません。

※注２「同一の給付の２回目以降の申請等」とは、

給付に限るものではなく、例えば、平成２８年１月以降に要介護認定等に係る申請をし、それ以降に、再度要介護認定等に係る申請（更新申請や変更申請等）を行う場合等も該当します。

**４．申請等に係る留意点（Ｑ＆Ａ）**

Ｑ１　個人番号が記載された申請書等はコピーをとってもよいですか？

Ａ１　介護保険最新情報Vol.５０６　Ｐ１８　９．Ｑ＆Ａ　問３参照

Ｑ２　居宅支援事業者が提出代行する申請書等を、同敷地内の地域包括支援センターが提出する

ことは可能ですか。

Ａ２　可能です。ただし、実際に窓口に申請書等を持参する人を個人番号提供についての代理人と

し、代理人の身元確認及び代理権の確認を行います。

Ｑ３　電話で認定状況等について問い合わせる際、個人番号を伝える必要がありますか？

Ａ３　保険者が電話で個人番号を確認することはありません。

**（１）本人が申請書等を提出する場合**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **本人の番号確認** | **及び** | **本人の身元確認** |
| １点提示（写し可） | ①　個人番号カード②　通知カード③　個人番号が記載された住民票の写し等 | １点提示（写し可） | ①　個人番号カード②　運転免許証、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳（写真付のものに限る）、療育手帳　等③　官公署から発行・発給された写真付身分証明書等（ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所が記載されているもの） |
| ― | ④　①から③までが困難であると認められる場合は保険者が住民基本台帳等を検索 | ２点提示（写し可） | ④　①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を２つ以上**介護保険被保険者証**、**介護保険負担割合証**、介護保険負担限度額認定証、介護保険料納入通知書、医療保険証（国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証　等）　等 |

**※記載している確認書類は一例です。**

**※郵送による提出の場合は上記書類の写しを添付してください。**

**（２）ア　代理人（個人）が申請書を提出する場合　…家族、後見人等**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **本人の番号確認** | **及び** | **代理人の身元確認** | **及び** | **代理権の確認** |
| １点提示（写し可） | ①　個人番号カード②　通知カード③　個人番号が記載された住民票の写し等 | １点提示(写し可) | 【代理人の】①　個人番号カード、運転免許証、旅券　等②　**居宅介護支援専門員証**　等（官公署から発行・発給された写真付身分証明書（ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所が記載されているもの）） | １点提示(写し可)※注３委任状は原本提出 | ①　法定代理人の場合は戸籍謄本　等②　任意代理人の場合は委任状　　（※注３） |
| **―** | ④　①から③までが困難であると認められる場合は保険者が住民基本台帳等を検索 | １点提示(写し可) | ③　①②が困難であると認められる場合は以下の書類を１つ【本人の】**介護保険被保険者証**、**介護保険負担割合証**、介護保険負担限度額認定証、介護保険料納入通知書、医療保険証（国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証　等）　等 |
| ２点提示(写し可) | ③　①②が困難であると認められる場合は以下の書類を２つ以上【代理人の】医療保険証（国民健康保険被保険者証　等）、年金手帳、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書　等 |

**※記載している確認書類は一例です。**

**※郵送による提出の場合は上記書類の写し（委任状のみ原本）を添付してください。**

**（２）イ　代理人（法人）が申請書を提出する場合…事業者等**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **本人の番号確認** | **及び** | **代理人の身元確認** | **及び** | **代理権の確認** |
| １点提示（写し可） | ①　個人番号カード②　通知カード③　個人番号が記載された住民票の写し等 | ①及び②を提示（写し可） | ①　登記事項証明書、印鑑登録証明書等（※注３）（当該法人の称号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの）及び②　社員証等（当該法人と職員の関係を証する書類） | １点提出 | ①　委任状 |
| **―** | ④　①から③までが困難であると認められる場合は保険者が住民基本台帳等を検索 | １点提示(写し可) | ②　①が困難であると認められる場合は以下の書類を１つ【本人の】**介護保険被保険者証**、**介護保険負担割合証**、介護保険負担限度額認定証、介護保険料納入通知書、医療保険証（国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証　等）　等 |

※注３ただし、豊田市が指定した事業者については代理人の身元確認①は省略可

**※記載している確認書類は一例です。**

**※郵送による提出の場合は上記書類の写し（委任状のみ原本）を添付してください。**

**（３）使者が申請書等を提出する場合**

申請書等の提出を行う際、“本人の代わりに申請書等の提出を行った”だけに過ぎない場合は、申請書等の提出を行った人に**個人番号が見えないよう**、申請書等を封筒に入れて提出してください。

その際、申請書等は“本人から郵送により提出された”とみなします。本人の番号確認及び身元確認ができる書類等の写しの添付が必要です。

**○　代理権の授与が困難な場合**

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、**申請書に個人番号を記載せずに**申請書等を提出してください。

ここでいう認知症等とは、認知症の診断があることに限らず、申請等を行う人が、本人の意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難であると判断する状態であることをいい、例えば、精神障がい、意識混濁状態等で本人の意思表示能力が著しく低下している状態も含みます。

※この場合は、個人番号の提供に当たらないため、本人の身元確認又は代理権の確認及び代理人の身元確認を行わずに受け付けます。

※個人番号の記載がある場合は、本人から申請等の行為の委任を受けたとみなし、代理権の授与が困難であるとは認められません。よって、その場合は、代理人の身元確認及び代理権の確認が必要になります。